

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成31年2月22日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

【別紙 1】

定期監査結果に基づく措置通知書
(教育委員会教育庶務課、学校教育課、学校給食課)
『定期監査(学校)』

【御津北部小学校】

監査実施期間 平成30年6月22日から
平成30年8月21日まで

豊川市監査公表第25号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 受託事業に関する事務において、市に準じた見積徴収をせずに、立替払いによる支払いが行われていたため、適正な事務に改善されたい。</p> <p>2 パソコンの廃棄において、豊川市物品管理規則に定める物品の不用の決定手続きに基づく廃棄が行われていなかったため、適正な手続きに改善されたい。</p> <p>3 フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器(牛乳保冷库)の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されたい。</p>	<p>1 受託事業に関する事務を行う際、市に準じた見積徴収を行い、今後立替払いは行わないように改善した。</p> <p>2 廃棄の事務処理をしていなかった備品(パソコン)については物品不用決定手続きを行った。 今後備品の廃棄がある際には、物品不用決定手続きの漏れがないよう校務主任と事務担当者が連携を密にし、廃棄予定となっている物品の確認を徹底し、確実な手続きを行うように改善した。</p> <p>3 フロン排出抑制法に基づき、管理者(学校給食課長)へ適正な報告を行うように改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年1月25日現在のものである。

【別紙 2】

定期監査結果に基づく措置通知書
(教育委員会教育庶務課、学校教育課、学校給食課)
『定期監査(学校)』

【御津南部小学校】

監査実施期間 平成30年6月22日から
平成30年8月21日まで

豊川市監査公表第25号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 受託事業に関する事務において、インターネット注文により物品の購入が行われていたが、豊川市契約規則等に基づく適正な事務に改善されたい。</p> <p>2 フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器(牛乳保冷库)の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されたい。</p>	<p>1 豊川市契約規則等に基づく適正な事務に改めた。また、インターネット注文による物品の購入は行わないことにした。</p> <p>2 フロン排出抑制法に基づき、管理者(学校給食課長)へ適正な報告を行うように改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年1月25日現在のものである。

【別紙 3】

定期監査結果に基づく措置通知書
(教育委員会教育庶務課、学校教育課、学校給食課)
『定期監査(学校)』

【小坂井中学校】

監査実施期間 平成30年6月22日から
平成30年8月21日まで

豊川市監査公表第25号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 楽器の廃棄において、豊川市物品管理規則に定める物品の不用の決定手続きに基づく廃棄確認が不十分であったため、改善されたい。</p> <p>2 フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器(牛乳保冷庫)の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されたい。</p>	<p>(措置状況)</p> <p>1 改めて備品を再点検し、廃棄すべきではない楽器等については、備品台帳に再登録を行った。 今後物品の不用決定手続きの際には、事務担当者と各教科担当者の間で、廃棄予定となっている物品の現在の使用状況、修理の可否、廃棄方法についての確認を徹底し、廃棄にあたっては、決裁済みの不用決定書類と廃棄する物品の照合確認を行い、廃棄漏れや誤って廃棄をすることがないように改善した。</p> <p>2 フロン排出抑制法に基づき、管理者(学校給食課長)へ適正な報告を行うように改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年1月25日現在のものである。

【別紙 4】

定期監査結果に基づく措置通知書
(教育委員会教育庶務課、学校教育課、学校給食課)
『定期監査(学校)』

【教育委員会教育庶務課、学校教育課、学校給食課】

監査実施期間 平成30年6月22日から
平成30年8月21日まで

豊川市監査公表第25号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市立小中学校毒物及び劇物管理要項において、保管室に関する定めがなかったため、要項を見直し、適正な管理に改善されたい。</p> <p>2 フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器(牛乳保冷库)の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されるとともに、他校にも周知されたい。</p>	<p>1 豊川市立小中学校毒物及び劇物管理要項について、保管室に関する定めを加えた内容の一部改正を行った。 一部改正後の要項については、各小中学校及び理科教諭に対して周知を図った。</p> <p>2 平成30年11月5日付けで下記のとおり小中学校36校へ所定の記録簿に基づき、報告させることにした。 平成30年度は現在使用している記録簿に確認欄を記入し、管理者へ報告させることにした。 平成31年度以降は記録簿の様式を確認欄が記載されたものに変更し、その様式で点検実施ごとに、管理者へ報告させることにした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年1月25日現在のものである。